

2021 年 3 月 19 日

株式会社アバント

代表取締役社長 森川 徹治

問合せ先:グループ総務室 03-6864-0100(代表)

当社のコーポレートガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 企業理念

会社を社会の公器とみなす日本の経営観を尊重し、社会のために存在する組織として発展することが創業以来の企業理念です。

私たちは、日本の文化に立脚した経営観の根本が会社を社会の「公器」と見做すことにあると考えています。グローバル化した社会においても、この経営観を文化資産として尊重し、社会のために存在する組織としての発展を目指しています。

この日本の経営観に立脚した企業活動を「100 年企業の創造」と表現し、創業以来の企業理念と位置付けています。単に会社やブランドの持続ではありません。公器としての経営観を世代を超えて継承し、全メンバーが社会への価値提供を自由かつ創造的に行うことに燃える結果としての 100 年企業です。その実現のために、私たちは組織の自立とグループとしてのシナジーを涵養するグループ経営を実践しています。

人、組織の成長に資するグループ経営のために、私たちはコーポレートガバナンスを高度に研鑽することを重視しています。様々な利害関係者と対話をを行い、学び続けることで、特定の利害関係者に偏らず、社会に価値を提供できるよう、開かれた視座をもった事業発展を目指しています。

(2) コーポレートガバナンスに関する考え方

当社では、このような企業理念のもと、『アバントグループ コーポレート・ガバナンス基本方針』を制定し、経営の透明性及び健全性を高めるとともに的確な意思決定に基づく迅速な業務執行及びこれらの適切な監視を可能とする経営体制の構築に取り組み、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

URL: <https://www.avantcorp.com/ir/governance/pdf/AVANTCorpCorporateGovernanceRule.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における議決権の行使環境の整備】

当社は 2017 年 9 月 26 日に開催された第 21 期定時株主総会より、議決権の電子行使を可能とする環境を整備しております。招集通知は英訳も開示しております。議決権電子行使プラットフォームにつきましては、現在のところ外国人株主がまだ 14.3%と限られていることから、参加はしておりませんが、株主判明調査につきましては外部機関を用いて把握を進めております。

【補充原則4-1-3 後継者計画の策定】

最高経営責任者の後継者については当社の重要な経営課題と認識しており、2018 年 6 月期から取締役会にて議論をはじめました。2019 年 6 月期はさらに外部コンサルティング会社の知見も併せ取り入れ、総合的な後継者計画の策定について、検討を行って

おります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】(Comply)

当社には、いわゆる政策保有株式はありません。政策保有株式は、企業間取引の維持・強化を目的としたものになりますが、もし取得する場合は、そのリスクとリターンにつき財務担当取締役より取締役会に定期的に報告を行い、「資金運用規程」他に従って取締役会による承認が必要になります。なお、政策保有株式に係る議決権の行使については当社と投資先企業双方の企業価値向上に沿っているか否かを基本的な判断基準とします。

【原則1－7 関連当事者間の取引】(Comply)

当社では、取締役の競業取引や利益相反取引は、取締役会での審議・決議を諮ることとしています。また、年度末に各取締役・監査役・執行役員に対し、関連当事者との取引に関するアンケートを実施し、会社や株主共同の利益を害していないか確認しています。関連当事者間の取引はありません。

【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】(Comply)

当社では、企業年金制度を保有しておりませんが、制度を導入する場合には、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮いたします。

【原則3－1 情報開示の充実】(Comply)

- (i) アバントグループの経営理念を含めた理念体系を定め、経営理念の実現に向けた経営戦略や中期経営計画を公表しています。経営理念については本報告書にも記載しておりますが、その詳細、及び経営戦略・中期経営計画については当社のホームページに掲載していますので、ご参照ください。
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「I. 1 基本的な考え方」に記載しています。
- (iii) 役員の報酬等を決定するにあたっては、当社の企業価値向上への貢献の対価として有効に機能させることを基本方針としています。株主総会で決議された報酬等の額の限度内において、役職、在任期間中の業績と成果等を勘案してその配分を決定しています。
- (iv) 経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、企業価値向上を担う人格、職歴・能力、幅広い見識等を備えているかを考慮し、また、当社の事業に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているかも勘案し、最も適任と考えられる人物を取締役会決議により選定しています。また、社外取締役については、加えて中立かつ公正な客観的見地から当社経営陣に対して経営監督機能を果たせるかということも考慮しています。
- (v) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知で開示しています。

【補充原則4－1－1 経営陣に対する委任の範囲】(Comply)

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会やその意思決定に基づく業務執行体制としての執行役員制度等により、経営の意思決定・監督と業務執行の分離の確立を図っています。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナン

スに関する報告書等にて開示しています。取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループの当社子会社の重要事項等を決定しています。また、アバントの取締役ないし主要なメンバーが当社子会社の取締役会に出席し、経営状況を認識しております。当社子会社とは、経営指導・経営管理契約書を締結し、取締役の職務の執行に関わる重要事項について当社が報告を受ける体制としており、その結果はアバントの取締役会に報告されています。当社子会社の取締役会は毎月開催されていることをアバントのグループ総務室が確認しています。当社子会社の取締役会が重要事項を決定しますが、(ア)オフィス契約を含む投資、(イ)人事、(ウ)資本政策を含むファイナンスの3点に関しては持株会社アバントから承認を得る規程・運用にしています。

【原則4-2 取締役会の役割・責務】(Comply)

取締役会は、業務執行を担う取締役・執行役員からの提案を随時受け付け、当該提案が経営理念や単年の事業計画及び中期経営計画等に沿うものであることを多角的かつ十分に検討を行うとともに、取締役会で承認された提案は、各事業分野の担当取締役・執行役員が中心となって実行します。その円滑な実行のために、取締役会は、人事・財務その他必要な支援を行います。

【補充原則4-2-1 持続的成長に向けた健全な経営陣の報酬】(Comply)

当社の取締役会は、取締役5名のうち過半数の3名が独立社外取締役で構成されており、独立性・客観性ある手続きは適切になされているものと考えておりますが、更なるコーポレートガバナンス強化の一環として、取締役・監査役・執行役員の報酬決定プロセスの独立性、客観性、説明責任を強化するため、2021年3月17日の取締役会決議により、任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置いたしました。報酬諮問委員会は独立役員2名と代表取締役グループCEOの計3名で構成し、委員長は独立社外取締役から選任します。報酬諮問委員会の審議事項は以下のものになります。取締役会は、報酬諮問委員会の意見を尊重して、その決定を行ふものとします。

- (1)取締役・執行役員の報酬等を決定するに当たっての方針
- (2)株主総会に付議する取締役・監査役・執行役員の報酬等に関する議案の原案
- (3)取締役会に付議する取締役・執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針案
- (4)取締役会に付議する取締役・執行役員の個人別の報酬等の内容案
- (5)その他、前項に関して取締役会が必要と認めた事項

当社の役員報酬については、「役員の機能に応じた基本報酬」、「短期業績、中長期業績に連動した賞与の組み合わせによる持続的成長を実現するための報酬体系」に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定しております。今後はより中期的な会社の業績やリスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを促すべく、第22期定時株主総会(2018年9月19日)で「取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件」を第4号議案として上程し、承認可決された結果、制度として導入しております。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】(Comply)

2018年5月23日の定例取締役会で福谷尚久氏を筆頭独立社外取締役に選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】(Comply)

独立社外取締役については、会社法・金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性基準を以下通り設けています。なお、取締役会において、社外取締役は客

観的・中立的な見地から積極的に意見・助言を行っており、建設的な検討に十分貢献しています。

社外取締役及び社外監査役は、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

- (1) 現在及び過去 10 年間において当社または当社の子会社もしくは関連会社(以下、総称して「当社グループ」という)の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、社員、使用人)であった者
- (2) 当社の総議決権数の 10%以上を直接もしくは間接に有する者またはその業務執行者
- (3) 当社グループを主要取引(注1)先とする、または当社グループが主要取引(注1)先とする者またはその業務執行者
- (4) 当社グループに対してコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等による専門的サービスを提供する対価として、役員報酬以外に多額(注2)の金銭その他の財産上の利益を得ている者もしくはその業務執行者
- (5) 当社グループから年間 1,500 万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者
- (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (7) 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
- (8) 過去 3 年間において上記 2~7 に該当する者
- (9) 上記 1~8 に該当する者の配偶者もしくは二親等以内の親族

(注)1 主要取引とは、年間連結売上高の 2%を超える金銭の授受を伴う取引もしくは、連結総資産の 2%を超える金銭の融資をいう

(注)2 多額とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該利益が直近事業年度において年間 1,500 万円を超えることをいい、専門的サービスを提供する者が法人・組合等の団体の場合は当社グループから受け取った当該利益が直近事業年度において当該団体の年間総収入の2%もしくは金額 1,500 万円のいずれか高い方を超えることをいう。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての多様性及び規模に関する考え方】(Comply)

当社の取締役会は企業価値の向上を目的として、法律、会計、税務、コーポレートファイナンス、IT 業界等の多様かつ専門的な知見を有している者及び経営者としての経験・知見を有する者など、取締役 5 名(うち社外及び独立役員 3 名、外国籍 2 名)と監査役 3 名(うち社外役員 2 名・独立役員 1 名)で構成されています。取締役会として人材の多様性や知識・経験・能力のバランスは十分に考慮され、高度な意思決定能力を保つ水準であると考えております。

なお、社外取締役・社外監査役の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役会の兼務】(Comply)

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等において毎年開示しています。他社との兼任については、当社の取締役及び監査役としての業務執行に全く支障がないことを確認し選任しています。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及び結果の開示】(Comply)

当社は、持続的な企業価値向上を実現する事を目的に、取締役会の責務・運営・構成等に対する課題や改善点を認識し、継続的な改善に取り組んでいます。取締役会は、毎年各取締役の自己評価等を踏まえ取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しています。2020 年6月期の取締役会の実効性評価の方法及び評価結果の概要は以下の通りです。

<評価方法>

(1)分析・評価の独立性・客觀性を高める観点から外部の眼を入れた評価を 2018 年6月期、2019 年6月期と連続して実施してきました。2019 年7月 17 日の取締役会で從来同様、第三者起用による取締役会実効性評価を実施しましたが、数値に重点を置いたアンケート結果を検証するプロセスの妥当性を見直すこととしました。2020 年 6 月期については取締役会の実効性向上のための重要なポイントや優先順位の変化に合わせ、幅広にフリーコメントを中心としたアンケートを求める方式で実施することにし、2020 年 1 月に全取締役及び全監査役に対しアンケートを実施しました。

(2)このコメントを「議論すべき課題」「これまでの改善点」「今後の要改善点」の 3 つに大別し、2020 年 8 月 3 日の取締役会で議論、実効性の評価を確定しました。

<評価結果の概要>

これまで毎回の取締役会で普段から議論されて来ている意見に加え、2020 年 1 月の社外役員との意見交換会、アンケートを踏まえ、2020 年 6 月期の取締役会の実効性について評価は総じて高く、適切に運用されていると評価しました。具体的に昨年課題として認識していた以下の諸点については取締役会の実効性が適切に確保され、改善していると判断しました。

- ① 定例的 IR 報告
- ② 月例取締役会の議題のスケジュール化と進捗管理
(議論すべき事項の網羅性や全体像把握)
- ③ 重点課題に焦点を当て、時間を絞った月例取締役会運営
(ZOOM 会議等も活用した TV 会議システムの大幅な改善)
- ④ 役員間や執行役員まで含めたインフォーマルな交流の場を設け、率直に意見交換
- ⑤ 必要に応じ取締役会に専門家を招き意見交換

一方で、実効性を更に高めていくための課題として、次に示す事項については今後も定期的、継続的に取り組んでいく必要性が指摘、認識されました。

- ① CEO のサクセッション・プランに関する議論の充実
- ② 委員会等設置会社の検討
- ③ ジェンダーも意識した取締役会の人数・構成
- ④ 運営プロセスの不断の改善

<今後の対応>

今後も定期的、継続的に取り組んでいく必要性が指摘、認識されている課題については取締役会のスケジュールに議題として予定し、定期的に議論を続けていきます。取締役間の議論の幅が未だ大きい課題については、先ずは各役員の意見聴取から開始しつつ、必要に応じ外部の専門家の意見を更に求める等、実質的な議論の深まりに注力してまいります

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】(Comply)

当社は、取締役及び監査役候補者の選任にあたっては、人格、経験、専門性及び広い見識等を備えているかを考慮し、また当社グループの事業内容に関する経験・知識を有することを重視しています。その職務遂行に必要な知識を獲得できるよう、弁護士他によるコンプライアンス教育等のトレーニングを行っています。なお、トレーニングの方針については、当社ホームページ上に開示している「コーポレート・ガバナンス基本方針」に規定しています。

<https://www.avantcorp.com/ir/governance/pdf/AVANTCorpCorporateGovernanceRule.pdf>

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】(Comply)

当社は、株主と積極的な対話をを行い、株主の意見や要望を経営に反映させていくことが当社の持続的な企業価値向上に資するとの認識しています。そのため 2019 年 7 月より、財務担当取締役の傘下に IR 担当ディレクターを配置する体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上 20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森川 徹治	9,764,000	25.98
アバント従業員持株会	3,195,300	8.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,248,500	5.98
野城 剛	1,868,800	4.97
株式会社オービックビジネスコンサルタント	1,600,000	4.26
ピー・シー・エー株式会社	1,556,800	4.14
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,426,200	3.79
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	983,500	2.62
FCP SEXTANT AUTOEUR DU MONDE	811,600	2.16
BBH/DESTINATIONS INTERNATIONAL EQUITY FUND/WASATCH ADVISORS	653,640	1.74

支配株主名

なし

親会社名

なし

補足説明

2020 年 1 月 20 日付で公衆の縦欄に供されている大量保有報告書において、ワサッチ・アドバイザーズ・インクが、2020 年 1 月 15 日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として 2020 年 3 月 31 日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（2020 年 12 月 3 日変更後）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (百株)	株券等保有割合 (%)
ワサッチ・アドバイザーズ・インク	東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号 日土地ビル 4 階 ブレークモア法律事務所	23,782	6.32

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000 人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当ありません。

5. その他コーポレートガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当ありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福谷 尚久	他の会社の出身者									△		
ジョルジュ ウジュー	他の会社の出身者									△		
ジョン ロバートソン	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h.上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福谷 尚久	○	同氏がかつてマネージングディレクターとして勤務されておりました GCA(株)にて、当社グループ子会社であるインターネットディスクロージャー社が提供する会計/監査/税務に関する法規/通達/委員会報告等の情報検索サービスを利用させていた取引実績がありますが、極めて軽微な取引であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。	商業銀行、投資銀行業務を中心に、長年にわたり日米欧を中心とした独立型 M&A アドバイザリーファームの経営に携わってきた経験を活かし、経営全般に貴重な助言をいただいており、筆頭独立社外取締役をお願いして参りました。今後も経営の監督及びコーポレートガバナンスの強化に寄与していただけるものと判断しております、引き続き選任をお願いするものです。
ジョルジュ ウジュー	○	同氏が代表を務めるガリレオ・グローバル・アドバイザーズ社と当社は、現在取引ではなく、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。	コンサルティング会社のトップ等の幅広い経験とともに、自らも銀行、証券、投資銀行での経営に参画しており、ファイナンス及び証券市場に関する豊富な知識と知見から、有用な助言をいただいております。今後も経営の監督及びコーポレートガバナンスの強化に寄与していただきたく選任をお願いするものです。
ジョン ロバートソン	○	同氏がアジア太平洋・日本担当社長を務める Snowflake Inc.と当社の全額出資子会社である株式会社ジールは、ソリューションパートナー契約を締結しており、Snowflake Inc.が提供する製品について取引関係にありますが、その金額は当社が社外取締役の独立性基準に定める金額の範囲内であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。	クラウドネイティブ分野を含め、最新の IT 技術に対する深い知識を備え、変化の激しいIT業界において、熱意を持って指導力を発揮しております。当社のビジョン BE GLOBAL や中期経営計画におけるクラウド化を通じた企業価値創造の達成においても同様の指導力で貢献されることを期待し、選任をお願いするものです。日本やアジア太平洋地域で 30 年、国際色強い組織を率いており、経営力・引率力・コミュニケーション能力に長けております。

更新

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 あり

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称				報酬諮問委員会		
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	3	1	1	0	1	社外取締役

補足説明

報酬諮問委員会は独立役員 2 名と代表取締役グループ CEO の計 3 名で構成し、委員長は独立社外取締役から選任します。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、決算会計監査報告会に出席し、監査法人から報告を受けるとともに、聴取・討議の機会を設け、相互に業務・財務における内部統制の状況について確認をおこなうことにより連携を図っております。

監査役と内部監査担当者は、業務監査の連携を取り、効率的な監査に努めているほか、相互に聴取・討議の機会を設け、経営と業務執行の状況が適正かつ効率的であることの確認をおこなうことにより、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 邦男	他の会社の出身者													
小林 正憲	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j.上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 邦男		有限会社ケイ・エス・マネジメント代表取締役	日本アイ・ビー・エム株式会社で理事を務められ、IT・情報分野、業界について豊富な経験と経営についての見識を有しており、当社の経営環境及び事業方針を十分に理解したうえで、経営判断及びその意思決定の過程において有用な助言を含め、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断して、社外監査役として選任しております。
小林 正憲	○	小林法律会計事務所	弁護士及び公認会計士の資格を持ち、会社の財務・法務に精通しており、これまで多くの専門的な経験により会計・経営に携わられており、法律・会計専門家の立場から経営判断及びその意思決定の過程において有用な助言を含め、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、当社との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、取締役会において当社の独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

【その他独立役員に関する事項】

該当ありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

当社は、取締役の業績責任を明確にすることを目的として業績連動型報酬制度を導入しており、事業計画の達成度合いに応じて、連結損益計算書における利益を基準とした業績連動の役員賞与を支給することとしております。2018年9月19日開催の第22期定時株主総会で業績連動型株式報酬制度を導入しました。これは経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう、金銭ではなく株式による報酬、業績に連動した報酬の柔軟な活用を可能にする仕組みです。

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

【該当項目に関する補足説明】

該当ありません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

【該当項目に関する補足説明】

2020年6月期における取締役及び監査役に対する役員報酬の内容については次のとおりです。

取締役に支払った報酬	142 百万円
監査役に支払った報酬	17 百万円
合計	160 百万円
(うち社外役員 36 百万円)	

なお、上記のうち 2020 年6月期における業績連動賞与につきましては 30 百万円となっております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、固定報酬(定期同額報酬)と業績連動報酬に分かれています。固定報酬は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職別に基準額を支給しております。業績連動報酬は、取締役(社外役員を除く)を対象として、(1)短期業績連動報酬として事業年度毎の業績等に連動する賞与と(2)中長期業績連動報酬として3年間の対象期間における株価の上昇率等に連動する賞与から構成されております。中長期業績連動賞与については、2020年6月期に、より長期に渡る当社の企業価値の向上を図るインセンティブを取締役に与え、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、対象期間終了時に対象期間における業績等に応じた当社普通株式を交付する株式報酬へと変更しております。

限度額につきましては、2001年9月27日開催の第5期定時株主総会及び2007年9月26日開催の第11期定時株主総会において、当社の取締役に対する固定報酬の年額は150,000千円以内とし、業績連動報酬は、2014年9月25日開催の第18期定時株主総会において対象取締役1名当たり年額41,250千円以内と決議されております。また、株式報酬としての中長期業績連動報酬の上限は、各対象期間につき100,000千円として2018年9月19日開催の第22期定時株主総会において決議されております。

なお、社外取締役及び監査役は業務執行から独立した立場であるため、業績連動報酬は適用せず、固定報酬を支給しております。

監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。報酬限度額は、2003年12月開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。

報酬決定のプロセス

当社の役員報酬の決定に関する方針及び算定方法、各取締役の報酬体系・報酬額等は、取締役会により決定されております。検討にあたっては外部有識者のアドバイスを受けて市場全体あるいは業界全体の水準も勘案する等、客観性の担保に努めています。

業績連動報酬及び業績連動型株式報酬の目的、指標の根拠、具体的な計算方法

(1) 短期業績連動報酬

業績及び株価の達成水準を目標に0%から200%の範囲で支給する金銭による賞与になります。投資家に期待される企業価値向上の目的から、以下の算式により業績連動報酬を算出しております。

$$\text{短期業績連動報酬} = \frac{\text{短期業績報酬基準額}}{(\text{固定報酬の}33.3\%)} \times \text{短期インセンティブ係数} (A \times B)$$

A 営業利益増加率

- 当期連結営業利益を(a)、前期連結営業利益を(b)とした場合、以下の算式で算定された率
 ① (a)<(b)以下の場合 : 0
 ② (a)>(b)を超えて、かつ(b)×112%未満の場合 : $0.5 \times \{1 + ((a)-(b)) \div ((b) \times 12\%) \}$
 ③ (a)>(b)の112%以上の場合 : $1 + 0.5 \times ((a)-(b) \times 112\%) \div ((b) \times 6\%)$

B 当社株価上昇率

$$1 + (\text{当期の期中平均株価} \div \text{期首の株価}) - (\text{TOPIXの期中平均値} \div \text{期首のTOPIX})$$

※短期インセンティブ係数は2.0を上限とします。

当連結会計年度の実績は以下の通り、基準額の129%を支給いたしました。

A. 連結営業利益増加率 = $1 + 0.5 \times (\text{営業利益:} 2,278 \text{百万円} - (\text{前期営業利益:} 1,966 \text{百万円} \times 112\%)) \div \text{前期営業利益:} 1,966 \text{百万円} \times 6\% = 1.32$

B. 当社株価上昇率 = $1 + (\text{当期の期中平均株価: } 1,003 \text{ 円} \div \text{期首の株価: } 1,032 \text{ 円}) - (\text{TOPIX の期中平均値: } 1,578 \text{ 円} \div \text{期首の TOPIX: } 1,585 \text{ 円}) = 0.98$

短期インセンティブ係数=A×B=1.29

なお、当社株価上昇率は中長期業績連動報酬に反映されていることから、2021年6月期以降の短期業績連動報酬につきましては、連結営業利益額の増加率を基準に決定することを2020年8月19日開催の取締役会で決議しております。

(2) 中長期業績連動報酬

より長期に渡る当社の企業価値の向上を図るインセンティブを取締役に与え、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、対象期間終了時に対象期間(注1)における当社株式成長率に応じて算定する数の当社普通株式を交付する株式報酬としています。当社株式成長率は、対象期間中の当社 TSR(Total Shareholder Return(株主総利回り))を、対象期間中の東証株価指数(TOPIX)の成長率で除して算出いたします。基準交付株式数は当社取締役会において決定します。

(注)1. 当社の各年の定時株主総会の日の属する月から3年間。当初の対象期間は2018年9月から2021年9月までで、以後、毎年9月からその3年後の9月までが対象期間となります。

対象期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資することで、当社株式を交付いたします。本制度に基づき支給される金銭報酬債権に関する報酬の金額は、年額100百万円以内とし、当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は、取締役1名当たり年間60,000株以内、取締役全員で年間合計100,000株以内としております。

$$\text{中長期業績連動報酬（交付株式数）} = \text{基準交付株式数} \times \text{株式交付割合}$$

株式交付割合

- ① 当社株式成長率(A)が100%未満の場合: 0
- ② Aが100%以上112%未満の場合: $33\% \times (A - 100\%) \div 12\%$
- ③ Aが112%以上150%以下の場合: $33\% + 67\% \times (A - 112\%) \div 38\%$
- ④ Aが150%を超える場合: 100%

当社TSR (Total Shareholder Return／株主総利回り)

A 当社株価成長率

対象期間終了月（3年後の9月）の当社株式の終値の単純平均値 + 対象期間中の剰余金の配当に係る1株当たり配当総額

対象期間開始月（9月）の当社株式の終値の単純平均値

対象期間中の当社のTSR
対象期間中のTOPIXの成長率

TOPIX成長率

対象期間終了月（3年後の9月）のTOPIXの単純平均値

対象期間開始月（9月）のTOPIXの単純平均値

2020年6月期は対象期間の経過前のため、中長期業績連動報酬は支給されておりません。

2020年8月19日の取締役会において、中期経営計画「BE GLOBAL」の実現に向けた代表取締役の責任をより明確にするため、各対象期間の代表取締役社長の株式報酬について、以下のように中期経営計画の重要な定量指標であります「ストック売上比率(売上に占める継続的な売上の割合)」を基準として付与制限を設けることを決議、第24期定期株主総会において承認頂いております。

対象期間終了時の株式報酬付与の基準となるストック売上比率

年度	ストック売上比率
2019年6月期	50%以上
2020年6月期	60%以上
2021年6月期	70%以上

2022年6月期	70%以上
2023年6月期	70%以上

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外役員(取締役・監査役)を補佐する専従者はおりませんが、連絡を含む事務・その他職務の補助については、管理部門担当者が行っております。

社外取締役への連絡は、事務補助担当者より、また、社外監査役への連絡は、常勤監査役又は事務補助担当者より取締役会議案資料等の必要事項について、可能な限り事前の説明、案内等による情報提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレートガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は現在、取締役 5 名(うち、社外取締役 3 名)、監査役 3 名(うち、社外監査役 2 名)により、原則として、毎月第3月曜日の翌々営業日に定時取締役会を開催し、必要な議案等がある場合には、隨時臨時取締役会を開催して、経営上の重要な意思決定を行っております。

(2) 執行体制

取締役会により選任された代表取締役と財務担当取締役、執行役員が業務執行を分担して担う体制としています。グループ各社の代表取締役及び業務管理担当取締役はそれぞれ当社代表取締役に業務執行状況を報告(グループ CEO ライン)し、グループ各社の財務担当取締役は当社財務担当取締役に報告(グループ CFO ライン)することとし、グループ経営を通じた持続的成長と企業価値向上を目指し、重要な課題に関する討議を行い、重要事項については取締役会に諮っております。

(3) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成されております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか取締役から事業の業務執行状況の報告を聴取、重要な決裁書類等の閲覧、各部門における業務及び財産の状況の調査を行うとともに、決算期においては会計監査の結果を受け、事業報告・計算書類及び附属明細書につき検討を加えたうえで監査報告書を作成しております。

また、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、財務数値の正確性の担保及び適正な財務報告の体制整備による情報開示の強化に努めております。

(4) 取締役及び監査役報酬の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬制度については、【取締役報酬関係】(報酬額またはその算定方法の決定方針の開示内容)において詳細に説明しています。

3. 現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由

当社は2013年10月1日付でグループ事業会社の成長を支えるビジネスサポート機能をもつ持株会社として発足し、連結経営によるグループの発展を目指しております。グループ事業会社は、業務と組織に精通している取締役が、意思決定・業務執行を迅速に行い、当社は各社へのガバナンスとコントロール機能を担い、グループ各社の機能並びに権限と責任を明確化する組織体制を

目指しております。

このため、社外取締役を選任し当社取締役会は経営機能に特化していくとともに、公正・中立の立場からグループのガバナンス、コントロールの状況を客観的に判断し、意思決定とその過程の透明性を確保できる体制を構築し、取締役会の監督機能を強化することとしております。

また、常勤監査役の監査のほか、2名の社外監査役による監査により、経営監視体制の客観性・中立性は十分に機能していると考えております。

III. 株主その他利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として開催日の3週間前発送を心掛けております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日について信託銀行と確認の上、集中日を避けるべく開催日を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使は可能です。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は一部を除き英訳も作成し、当社ホームページ等に掲載しています。
その他	株主総会の説明事項について、スライド表示しながら議事進行等の運営の工夫を行うことを継続しており、2020年9月総会から動画配信も開始しました。今後より一層の運営の改善に取り組み、株主総会の活性化及び議決権の行使の円滑化に努めたいと考えております。また、当社ホームページに招集通知を掲載し、株主総会への出席及び議決権の行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社 HP(IR ページ)に「情報開示方針」としてディスクロージャーポリシーの公表を行なっております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	時期は不定期となっていますが、必要に応じて個人投資家向け説明会の開催を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期と本決算公表後の年2回、決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2017年6月期に初めて海外投資家向けの説明会を開催しました。海外投資家向けの情報発信は継続的に強化しており、個別面談など積極的に対応しておりますが、説明会の定期開催については現時点では、予定しておりません。	なし
IR 資料を HP に掲載	当社 HP 上に IR サイトをオープンし、適時開示資料のほか、決算説明資料・財務報告書等を四半期毎に掲載しているほか、決算説明会の様子をビデオ掲載しております。	
IR に関する部署(担当者の設置)	2019年7月より、財務担当取締役の傘下に IR 担当ディレクターを配置する体制を整備し、各関連部門の担当者が連携・協力して実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>情報の取扱いについて注意を促し、情報漏洩やインサイダー取引を未然に防止することを目的として「インサイダー情報管理規程」を制定しております。</p> <p>また、「AVANT 行動基準」を制定して、コンプライアンスの基本方針を定め、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」により、コンプライアンスならびにリスクマネジメントの徹底を図っております。グループ理念「100 年企業の創造」を実現する上で、社会・環境との関わりを従業員一人一人が意識し、行動することが重要と考え、「アバントグループ人権方針」・「アバントグループ環境方針」を定め、2020 年 7 月 22 日の取締役会で承認されています。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>2017 年6月期より、メセナ活動の一環として、東京国立近代美術館の法人向けプログラムである、「MOMAT 支援サークル」に参加し、当美術館の活動を応援しております。またアバントグループは 2020 年 8 月 25 日、グループの理念体系と親和性の高い国連グローバル・コンパクトに署名しました。また、日本におけるローカルネットワークである「グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン」に加入いたしました。アバントグループは、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野からなる「国連グローバル・コンパクト10原則」を支持し、持続可能な社会を実現するために積極的に社会課題の解決に取組んでまいります。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>「情報開示方針」を作成し、当社 HP(IR ページ)で公表しております。 (https://www.avantcorp.com/ir/policy/disclosure.html)</p>
その他	<p>AVANT 行動基準にもとづき、透明性の高い組織を志向し、徹底した顧客志向により常に新たな価値創造に取組み、自らの成長を楽しむことを通じて、当社グループ事業に係わるすべてのステークホルダーを尊重した活動・行動に取組んでおります。</p>

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

社会の公器として会社組織・活動の責任を果たし、事業の成長性と会社組織の継続的・効率的な運営を目的として、当社は株主総会を会社の最高機関とし、次のとおりの機関設計及び内部統制システムを構築しております。

- 取締役会を設置し、代表取締役を選定することによる、的確な意思決定と迅速な業務執行。
- 監査役会を設置し、監査役による経営の健全性の向上及び監視・監督機能の強化。
(常勤監査役の業務監査機能、社外監査役の取締役監視、意思決定監督機能)
- 会計監査人を設置し、会計監査による財務報告及び内部統制の適正性の確保と開示・情報提供機能の向上。
- 社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会（「CRM 委員会」）、情報セキュリティ委員会による法令・諸規則の遵守、浸透ならびに重要なリスクへの対応。

なお、以下のとおり内部統制システム整備に関する基本方針を取締役会で決議しております。

(1) 取締役のコンプライアンス体制

① 取締役のコンプライアンス体制

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役は、「AVANT 行動基準」を遵守し、「AVANT Value」を実践し、法令・定款及び取締役会規程、その他社内諸規則等に則り、適切に業務を執行します。
- 取締役は、業務執行にあたっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、総合的に検討した上で意思決定を行います。
- 委員長が指名した当社グループ各社のコンプライアンス・リスクマネジメント責任者は、企業倫理・コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について、CRM 委員会で審議、検討するとともに、速やかに取締役会へ報告するものとします。
- 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、顧問弁護士及び監査役を窓口とする通報制度を構築し、運用します。
- 監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会ほか重要な会議への出席、業務執行の状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査します。

2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社の取締役会は、月1回の定期取締役会を基本とし、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定及び迅速な業務執行を行うとともに、取締役の経営上重要な決定及び業務執行の状況について監督します。
- 取締役を責任者又は委員とする各種会議体・委員会は、権限の範囲内において、業務執行の審議・決定等を行います。
- 経営方針、事業計画に基づく組織編成により、経営の分権化を推進します。
- 経営責任を明確化し、経営環境の変化に対応するため、取締役の任期は1年としています。

3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び取締役会規程・文書管理規程、その他の関連規程に基づき、担当部門が適切に

保存及び管理します。

② 会社の業務の適正を確保するための体制

1) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社は、業績の進捗状況及び経費管理の徹底について、ローリング・フォーキャスト・マネジメントによる業績状況把握を経営環境に応じたサイクルで実施することにより、業務及び資金の適切な管理とともに、リスクの未然防止を実施します。
- 当社は、コンプライアンス、情報資産、その他事業に関する事項についてのリスクを、必要な規程・マニュアル等を整備し、周知すること等により管理します。
- なお、コンプライアンスの徹底には、CRM 委員会において管理及びその対応の強化を図ります。
- また、情報資産の管理には、情報セキュリティ委員会において管理及びその対応の強化を図ります。
- 当社は、業務遂行上の必要に応じ、弁護士・会計監査人・税理士等の専門知識を有する第三者に相談、助言・指導を受けるものとします。

2) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 従業員は、「AVANT 行動基準」を遵守し、「AVANT Value」を実践し、法令・定款及び社内諸規則等に則り、業務を行います。
- 当社は、従業員のコンプライアンス意識を高め、社会的責任ある行動を推進するため、社内諸規程の整備をすすめるほか、社長の指示による内部監査を実施します。
- 従業員は、法令・定款及び社内諸規則違反若しくは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときには、内部通報窓口に報告又は相談を行います。
- 取締役は、監査役から従業員のコンプライアンス体制、内部通報制度についての意見及び改善の要求があった場合には、CRM 委員会において、速やかに対応又は改善を図ります。

3) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当社子会社は、当社の経営方針並びに「AVANT 行動基準」を遵守し、「AVANT Value」を実践することを共有し、グループの企業価値向上に貢献します。
- 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、内部統制システムの整備・改善を支援し、子会社と協力して推進していきます。
- 当社子会社は、経営指導・経営管理契約書を締結し、取締役等の職務の執行に関わる重要事項について当社が報告を受ける体制としています。当社子会社の取締役会が重要事項を決定しますが、(ア)オフィス契約を含む投資(イ)人事(ウ)資本政策を含むファイナンスの3点に関しては持株会社アバントから承認を得る規程・運用にしています。
- 当社子会社は、月1回の定時取締役会を基本とし、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定及び迅速な業務執行を行うとともに、当社のグループ総務部が開催状況を確認します。
- 当社グループ全体のコンプライアンス体制構築の一環として、当社子会社従業員は、法令・定款及び社内諸規則違反若しくは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときには、内部通報制度窓口に報告又は相談を行います。
- 子会社の法令違反その他コンプライアンスに係る問題については、CRM 委員会にて支援を実施します。
- 当社子会社の業績の進捗状況及び経費管理の徹底について、予算管理規程に従い、ローリング・フォーキャスト・マネジメントによる業績状況把握を経営環境に応じたサイクルで実施することにより、業務及び資金の適切な管理と当社への報告により、リスクの未然防止を実施します。

- 当社子会社の業務の適正については、グループ経営管理室 内部監査グループにより定期的に内部監査を行い、その結果を当社取締役及び監査役会に報告を行うことで必要な管理を行います。

4) 財務報告の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の指揮のもと、財務報告の適法及び適正を確保するための整備、運用体制を構築し、財務報告に係る内部統制について、自己評価と独立的評価を定期的に実施するとともに会計監査人による監査を受けます。

5) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、「AVANT 行動基準」において、反社会的勢力の排除並びに反社会的行為の禁止を宣言し、社会の安全や秩序、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本的な考え方としています。

なお、当社は、不当要求防止責任者を任命し、平素からの情報収集や取引先のチェックに努めるほか、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等の専門家と緊密に連絡を取り、組織的に速やかに対処することとしています。

③ 監査役監査に関する体制

1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

- 当社は、監査役の職務を補助する従業員を置いておりませんが、取締役会は、監査役の要請に基づいて協議を行い、当該従業員を任命、配置することができることとします。
- 監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の職務の補助者に任命された従業員の指揮・命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保します。また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取して行います。

2) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 監査役は、取締役会に出席するほか、主要な会議に出席し、業務の状況について報告を受けており、必要に応じ、その他の会議・委員会に出席又は議事録の閲覧が可能な体制となっております。
- 監査役は、取締役及び従業員に対し、定期又は隨時に監査役に事業及び業務の報告を求めることができることとなっております。

3) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当社の定めるコンプライアンス・リスクマネジメント規程附則コンプライアンス・ホットライン取扱要領に定める通報者の保護規定に従い、不利な扱いを受けない旨を規定・施行しています。

4) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役社長との意思の疎通及び意見交換のための会合を実施することが可能な体制となっております。
- ・ 会計監査人及び内部監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携しながら必要に応じて調査及び報告を求めることが可能な体制となっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初より内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会に調査内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力への排除に関しては、内部統制システムに関する基本方針で定めるほか、次のとおり体制の整備に努めていくこととしています。

(1)「AVANT 行動基準」の中で反社会的勢力の排除、及び反社会的行為の禁止を宣言しております。

また、役員・従業員から毎年「行動基準・秘密情報の管理について」に関する誓約書を受領しており、反社会的勢力の排除を含むコンプライアンスの遵守に関して周知確認を実施しております。

(2)グループ総務室を担当部署として、不当要求防止責任者の選任しており、反社会勢力の排除に対して所轄警察との連携等を行うこととしております。また、取引先については基本契約締結時に反社会的勢力に関する確認を行い、反社会的勢力の排除に関する周知・徹底および対応強化に努めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

該当ありません。

2. その他コーポレートガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報に関する適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

(1)会社情報の適時開示に係る基本方針

会社情報の適時開示は、当社が社会的責任を果たすうえで、広く当社を理解してもらうことのできる唯一の手段であり、当社利害関係者への調整、およびコーポレートガバナンスの形成を担う重要な機能であると認識しており、その情報の取扱いについては、適時・適切、公平に提供していくこととしております。

(2)適時開示に係る社内体制の状況

当社の業務等に関する重要事実は、情報取扱責任者である担当役員により管理され、担当部門であるグループ経営管理室において適時開示業務が行われており、適時開示体制の強化・整備に努めています。

なお、当社はお客様の決算情報を取扱うことから証券取引法に関する法令、証券取引所の諸規則及び社内の「インサイダー情報管理規程」の周知・徹底に努め、社内教育のカリキュラムとして研修を実施しております。

また、情報管理の社会的な情勢と影響に鑑みて、情報セキュリティ委員会を設置し、現在、セキュリティーポリシーと関連書規則の策定を行っており、全社的な情報管理体制の強化を図っております。

(3)適時開示の流れ

業務等に関する重要な事項は、各会議体及び報告で周知共有されており、適時開示対象事項については、情報取扱責任者の管理の下、所定の開示手続きを実施することとしております。

緊急を要する発生事項やその他重要な事項の決定や決算に関する情報については、情報管理責任者へ情報が集約され、内容を精査・確認し、適時開示の対象となる事項と判断される情報については、所定の開示手続きの後、リリースの配信・当社ホームページへの掲載などの方法で開示することとしております。

(4)適時開示体制の監視状況

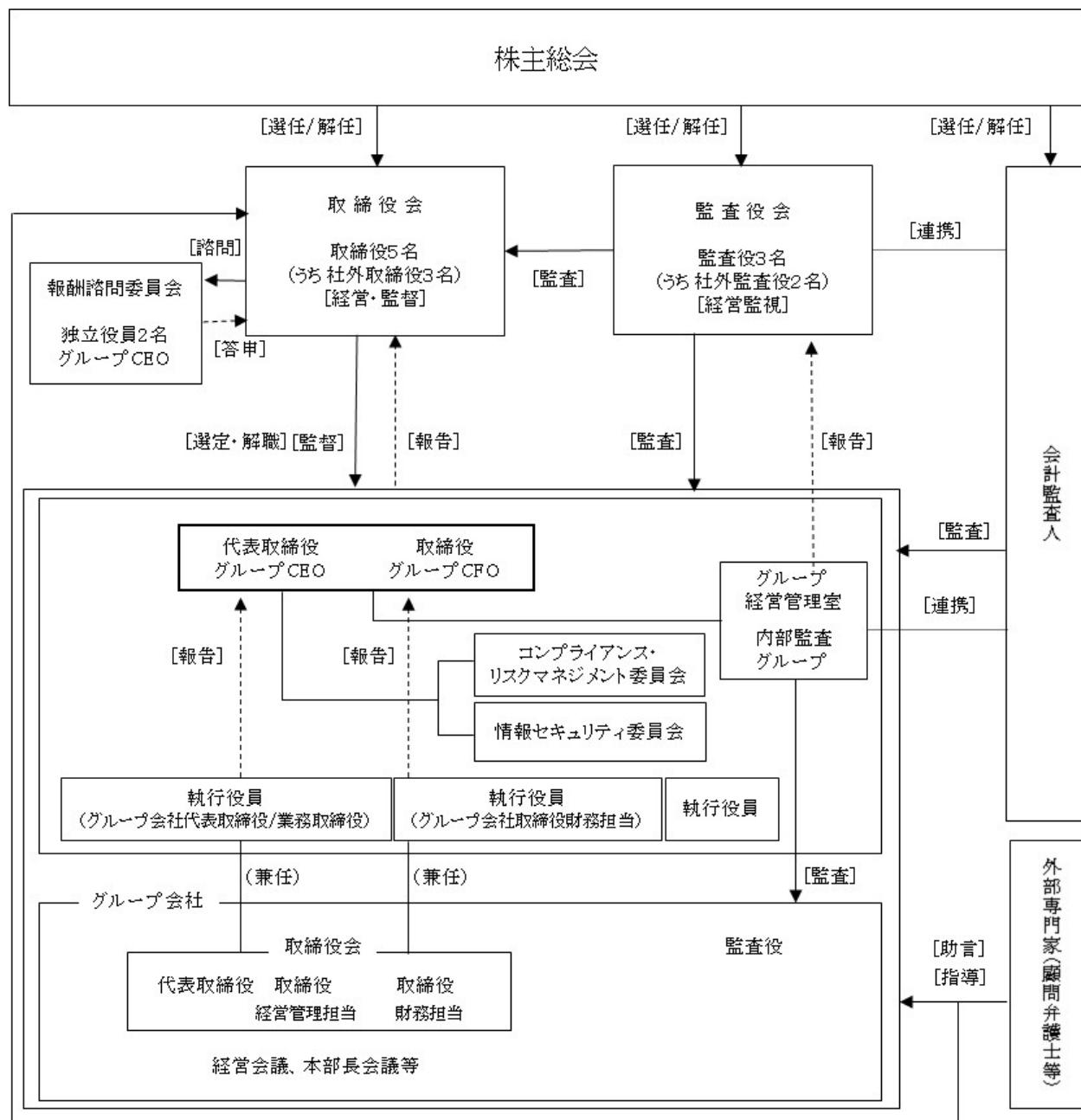
1) 監査役

取締役会その他重要な会議に出席しており、会社情報に係る重要な発生事項の報告、決定事項の状況について監査しているほか、決算情報と財政状態の確認を含め、総合的に適時開示に係る社内体制の運用状況を監視しております。

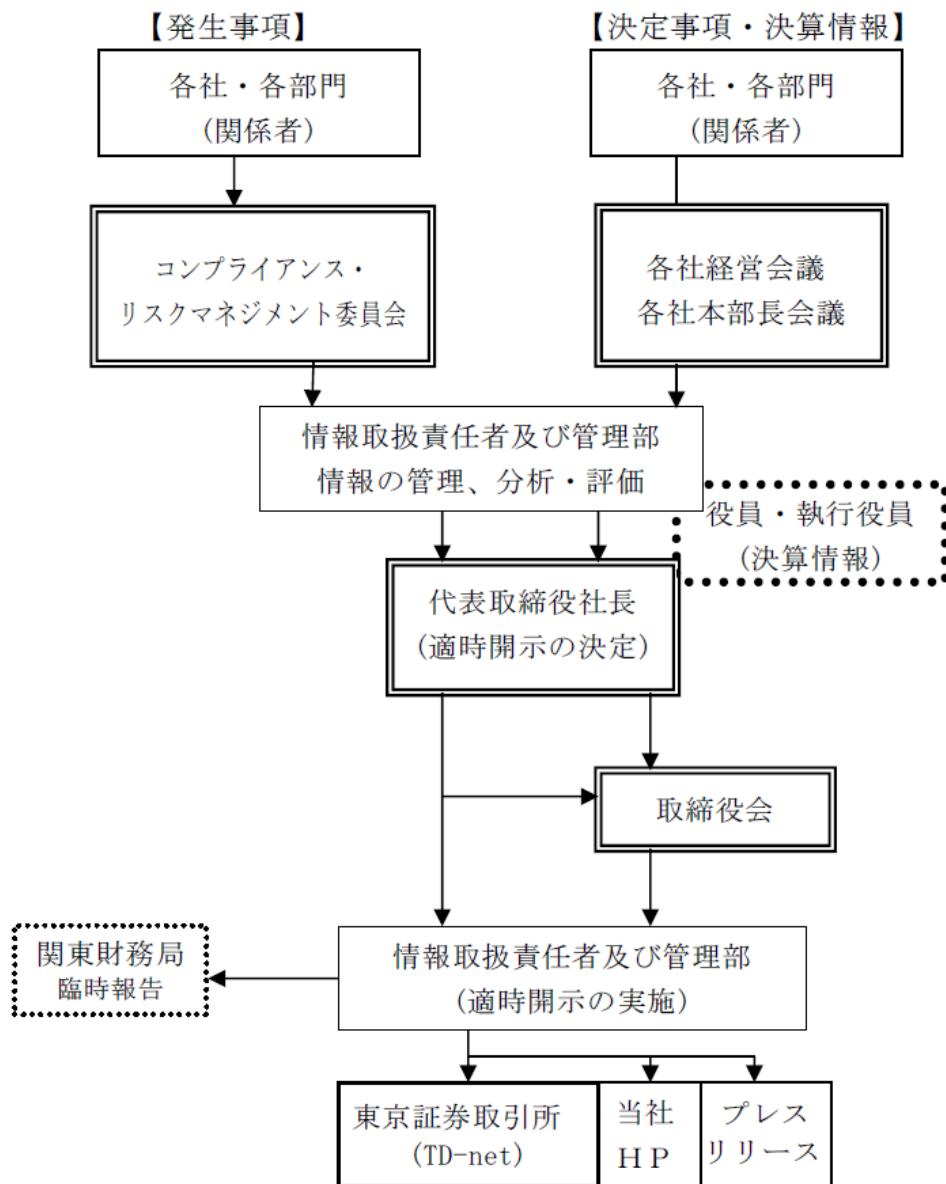
2) 適時開示に係る取締役会

当社では、決算情報ほか適時開示に該当する事項に関しては公認会計士を含む取締役・監査役により取締役会において、決議する適時開示書類及び有価証券報告書の作成の適正性について確認を行っております。

[コーポレートガバナンス体制の概要]



[適時開示体制の概要]



以上